



議案第 十五 号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十三年三月十一日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十三年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 稜

三朝町条例第

号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「二七〇円」を「二八〇円」に改める。

別表第二春蚕繭の項中「二八〇〇〇円」を「二九〇〇〇円」に、初秋蚕繭の項中「二二〇〇

〇円」を「二三〇〇〇円」に、晩秋蚕繭の項中「二四〇〇〇円」を「二五〇〇〇円」に改める。

別表第四を次のように改める。



附 則

この条例は、鳥取県知事の認可のあつた日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。